



離婚届を提出された方へ

京都市伏見区役所

離婚届提出後の区役所でのお手続についてご案内いたします。

市民窓口課関係

○戸籍について

離婚届を提出されてから、離婚の記載がされるまで、約一週間程度かかります。

本籍地が市内他区や他市町村の場合は、当区から離婚届を送付してからの記載となりますので、本籍地市区町村役場へお問い合わせください。

戸籍の記載は、婚姻時に氏を変更された方（夫の氏を名乗って婚姻した場合は妻）が、その元の戸籍から除籍となります。

お子さんがおられる場合は、別の届出（母の氏を称する入籍届、養子離縁届等）を提出しなければ、その戸籍にとどまります。母の氏を称する入籍届には家庭裁判所の許可が必要です。（この手続きについては、別の説明文書『「子の氏の変更」申立てをされる方へ』が窓口にありますので、お申し出ください。）

お子さんが未成年の場合は、戸籍のお子さんの身分事項欄に親権事項が記載されます。

婚姻時の氏を継続して名乗る届出をされた方が、後に旧姓に変更したい場合は、家庭裁判所の許可が必要となります。

女性は、離婚後6カ月経過しないと再婚できません。（同一人との再婚は除きます。）

今後の戸籍謄本の請求については、自分及び子が記載されている戸籍は請求していただくことができます。自分及び子が記載されていない元配偶者の戸籍を請求するには、裁判に使用する等の特別な理由と疎明資料が必要です。

○住民票について

離婚届を提出されると住民票の本籍欄及び氏の変更について記載します。当区に住民票がある場合は即日記載します。他区や他市町村に住民票がある場合は、当区から郵便等で送付しますのでしばらく日数がかかります。

離婚時に同一世帯の方の住民票については、続柄が「妻」又は「夫」の場合は「同居人」と記載します。離婚届では住所の異動はできません。同一住所で世帯を分けたい場合や住所を異動される場合は、別に住民異動届の提出が必要です。

住民票の写しは、原則として同一世帯の方にしか交付できません。元配偶者の住民票の写しを請求される場合は、委任状をもらっていただくか、裁判に使用する等の特別な理由と疎明資料が必要です。

○印鑑登録について

氏により印鑑登録をしていた方が、離婚届により氏を変更された場合、印鑑登録は抹消されます。印鑑登録証は、返却していただくか、はさみ等で切って処分してください。引き続き登録される場合は、再度申請してください。

○住民基本台帳カードについて

氏を変更された方で住民基本台帳カードをお持ちの方は、裏面に手書きで新しい氏を記載しますのでお申出ください。

○電子証明書について

氏を変更された方で電子証明書の発行手続きをされている方は、自動的に失効となります。必要な場合は、再度申請してください。

○外国人の方について

外国人登録の家族欄等を変更する必要がありますので、外国人登録の窓口での手続もお願いします。

※ 裏面も御覧ください。

市民窓口課関係以外でお問い合わせの多いもの 電話 611-1101 (代表)

届出の種類	内 容	担 当 課	チェック欄
3階			
国民健康保険加入者 後期高齢者医療加入者	氏を変更されたか、住所を変更された場合は、被保険者証が更新されます。	保 険 年 金 課 資 格 担 当 ③②-①	<input type="checkbox"/>
国 民 年 金 加 入 者	第3号被保険者から第1号被保険者になる方は、手続きが必要です。	保 険 年 金 課 年 金 担 当 ③②-④	<input type="checkbox"/>
1階（福祉事務所）			
母子家庭等医療費 支給制度	母子家庭の母親と児童が、医療機関にかかられた場合に医療保険の自己負担額を支給します。（ただし、所得制限あり）	福 祉 介 護 課 ①⑤-③	<input type="checkbox"/>
児 童 手 当	受給者を変更できる場合がありますので御相談ください。		
児 童 扶 養 手 当	母子家庭等で、18歳以下の児童又は20未満の障害のある児童を扶養している方に支給されます。（ただし、所得制限あり）	支 援 課 母 子 福 祉 担 当 ①②-③	<input type="checkbox"/>
母子寡婦福祉資金貸付	母子家庭や寡婦の方の経済的自立や生活向上を支援するため、子どもの修学資金等を貸し付けています。		

伏見区役所のホームページ <http://www.city.kyoto.jp/fushimi/>

☆ 詳しくは各担当課へお問合せください。

発行責任 伏見区役所